



消防用ホースの自主表示以降に伴う対応について

消防法の一部改正等法令の改正により、消防用ホース及び結合金具が検定制度から自主表示へ移行しました。(平成26年4月1日施行)

●自主表示とは・・・

製造者等が自ら試験・検査を行い、品質を保証する制度です。



●芦森工業(株)では・・・

日本ホース工業会会員各社では、品質確保の徹底を期すため、第三者機関の客観的評価として、日本消防検定協会の品質評価(任意)を受け、合格したもののみ販売致します。



消防用ホースと結合金具の装着部について基準が設けられました。(平成25年10月1日施行)

●平成26年4月1日以降は・・・

平成26年4月1日以降に着工した建物や、既設の交換には装着部試験に合格したホースを使用しなければなりません。



●芦森工業(株)では・・・

日本ホース工業会会員各社では、消防機関等が使用する消防ホースについても、金具装着部の認定評価を受けることとしています。

芦森工業(株)の対応

消防法改正に伴い、平成26年4月1日以降に製造する消防用ホース(消火栓ホース含む)等につきましては、この3ヶの表示が付されたホースを出荷致します。

